

『相続財産に該当せず 家族名義の預貯金等で不服審』

被相続人が残した形となった家族名義の預貯金等が相続財産に当たるかどうか争われた事案で国税不服審判所は、その管理状況、原資となった金員の出捐者および贈与の事実の有無等を総合的に勘案すると、被相続人に帰属する相続財産とは認められないと判決。原処分庁が行った相続税の各更正処分および重加算税の各賦課決定処分について取り消しを求めた審査請求人（共同相続人）らの主張を全面的に認めた。裁定は平成25年12月10日付。

原処分庁は、請求人らの申述と代理人の金額の移動状況等資料に基づき、総合的に勘案すると被相続人の相続財産に該当するとし、相続財産として申告しなかったことは事実の隠ぺいまたは偽装行為に当たると主張。請求人らは異議申し立てをし、審理庁は処分の一部を取り消す異議決定をした。その後、請求人らは、原処分に不服があるとして審査請求をした。国税不服審は▽原処分庁は使用印鑑の状況や保管場所などの管理状況について何ら具体的に主張立証を行わず、出捐者についても同様である▽審判所の調査の結果でも、総合的に勘案するといずれに帰属するのかが明らかでない▽したがって、被相続人に帰属する、すなわち相続財産に該当すると認めることはできない—と結論付けた。



『厚生年金加入逃れ対策 現場は寝耳に水？』

報道によると年金事務所は国税庁から企業情報を取得し、未加入企業への指導を強化する方針だ。また、加入していても賃金額の相違や加入義務のある従業員の未加入などについても指導を強めている。今年の算定基礎届提出時の調査は例年よりも多かったと指摘する社会保険労務士も多い。

未加入企業への送付文書には、2年遡及して加入させることもある、その場合はその期間分の保険料も徴収する、などといった文言が並んでおり、年金事務所の本気度がうかがえる。

実際、年金事務所内部では、そのような未加入企業への指導を強める方針が打ち出されているようだが、現場の担当官の話によると、新聞報道にあったような国税からの情報提供ということについて、現時点ではなんらの方針も知らされていないとのことだ。いつから、どのような情報の提供を受けるのかなどの情報はまだ現場には下りてきていないようで、一部からはマスコミを利用した未加入企業への脅しではないかとの声も聞こえてくる。

報道が意図的なリークによるものかはさておき、これまでは経営状態が厳しいといった理由で厚生年金への未加入が事実上黙認されていたケースも少なくなかったが、明らかに潮目が変わったのも事実だろう。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。